

## 第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月閣議決定）等における主な関連記述

## 1. 第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月閣議決定）（抄）

## 第 2 部 今後の環境政策の具体的な展開

## 第 1 章 重点分野ごとの環境政策の展開

## 第 7 節 水環境保全に関する取組

## 3. 施策の基本的方向

## (1) 基本的方向性

## ① 施策を進めるに当たっての考え方

近年の国民のニーズの多様化や社会情勢の変化を踏まえると、環境保全上健全な水循環の確保を含め、より望ましいかたちで、水環境の改善・保全を進めていく取組が求められており、水環境保全に関する施策を展開する上で共通の考え方として、以下の考え方を念頭に置く必要がある。

## C. 生物多様性の保全

近年、生物多様性の重要性がより認識されつつあることから、水環境保全の取組を進めるに当たって、生物多様性の保全を十分視野に入れておく必要がある。とりわけ、様々な生態系サービスの恩恵を持続的に享受していくためにも、生物の生育・生息地（ハビタット）の連続性の確保や生物多様性への影響をできるだけ小さくするような方策や生物多様性を意識した評価手法の活用などが必要である。

## (2) 各主体の役割（略）

## (3) 重点的取組事項

(2) における役割を果たすため、国と地方公共団体等は連携を図りつつ、以下のことに取り組む。

## ① 我が国における水環境の保全

## A. 流域に共通する施策

より一層の生物多様性の確保を図るため、水辺地を含む流域の生態系を視野に入れた水辺地の保全・再生に取り組み、多様な水生生物の種や個体群などの保全を図る。また、底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標につ

いて調査検討を行い、指標の充実を図る。さらに、多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

## 2. 生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）（抄）

### 第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

#### 第 2 章 生物多様性の現状と課題

##### 第 3 節 生物多様性の危機の構造

わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると、人間との関わりが原因となっているものとして、人間活動や開発による第 1 の危機、自然に対する働きかけの縮小による第 2 の危機、人間により持ち込まれたものによる第 3 の危機に整理することができます。（後略）

##### 3 第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

化学物質については、20 世紀に入って急速に開発・普及が進み、現在、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じています。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するとともに環境中に広く存在するものがあり、そのような化学物質の生態系への影響が指摘されています。化学物質による生態系への影響については多くのものがいまだ明らかではありませんが、私たちの気付かないうちに生態系に影響を与えているおそれがあります。

### 第 3 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

#### 第 2 章 横断的・基盤的施策

##### 【野生生物の保護と管理】

##### 第 3 節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応

###### （基本的考え方）

化学物質や人工光などの非生物的要因も生態系に影響を与える可能性があります。化学物質による動植物への毒性や内分泌かく乱作用などを含め、生態系に対する影響の適切な調査・評価と管理を視野に入れた対策を進めることが重要です。

##### 3 化学物質など非生物的要因

###### （具体的施策）

○水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のため

に排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)

### 3. 水循環基本計画（平成 27 年 7 月閣議決定）（抄）

#### 第 1 部 水循環に関する施策についての基本的な方針

##### 4 水の利用における健全な水循環の維持

###### (水環境)

健全な水循環が維持され、人間活動に必要な水資源を持続的な方法で利用していくとともに、良好な生物の生息環境を確保するためには、水量・水質の確保をはじめ、水環境が適切に管理・保全されなければならない。健全な水循環に及ぼす影響を回避又は可能な限り低減し、かつ効率的な水利用を可能とするためには、関係者の連携の下、水量の確保に併せて、規制等による汚染防止策が講じられるとともに、水環境に配慮した水の適正な利用、排水の適切な処理がなされることが重要である。

これまで、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として、公共用水域及び地下水における水質の目標である環境基準を設定し、これを達成するための排水対策、地下水汚染対策などの取組を進めることにより、水質汚濁を着実に改善してきた。

一方で、湖沼や閉鎖性海域、地下水の水質改善、生物多様性、適正な物質循環の確保など、水環境には、依然として残された課題も存在していることから、引き続き水環境の保全・回復を進めていく必要がある。

#### 第 2 部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 3 水の適正かつ有効な利用の促進等

###### (5) 水環境

###### (環境基準・排水規制等)

○多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、生物を用いてこれらの水環境への影響を把握する排水管理手法の検討を行う。

○人や水生生物にリスクを与える物質等について国内外の最新の科学知見を把握し、適切に管理するための取組を推進する。